



◇ 年末調整の資料の提出をお願いします！ ◇

- ☆ 年末調整関係書類が税務署から届いていると思います。まだお手元があれば、各担当にお渡し頂くか、角田会計までご送付、またはご持参下さい。
- ☆ 角田会計から発送済みの、保険料兼配偶者特別控除申告書等は、**12月9日**までに返送または巡回の際に各担当にお渡し下さい。

【今年の年末調整、ここに要注意】

①住民税の特別徴収の推進 《オール神奈川宣言》

神奈川県内のすべての市町村において、住民税を所得税と同じように事業者が従業員の給料から差し引いて徴収し納付する、**特別徴収の完全実施**を目指すことになりました。

平成28年までに行われる事業者の特別徴収義務者の指定に向け、準備をお願いします。

②通勤交通費の非課税限度額の引き上げ

年末調整の案内に記載した通り、自転車・自動車を利用して通勤している方の通勤手当の**限度額が、平成26年4月1日に遡って変更**になっています。



贈与税の改正が始まります

◎平成27年1月1日以降に贈与により取得する財産に係わる贈与税について適用されます。

1. 相続時精算課税制度

	改正前	改正後
贈与者	贈与をした年の1月1日において 65歳以上	贈与をした年の1月1日において 60歳以上
受贈者	贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人	贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

2. 暦年課税の贈与税の税率構造

基礎控除後の課税価格	改正前	改正後		
		一般税率	特別税率	
～ 200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%		
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%	
600万円超 ～ 1000万円以下	40%	40%	30%	
1000万円超 ～ 1500万円以下	50%	45%	40%	
1500万円超 ～ 3000万円以下		50%	45%	
3000万円超 ～ 4500万円以下		55%	50%	50%
4500万円超 ～			55%	55%

※贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者が直系尊属(父母や祖父母)から受けた贈与については、特別税率が適用されます。

所長コラム

タンス預金... × × ?



厚生労働省の発表によると平均寿命と健康寿命との差(つまり不健康な期間)は男性が9.13年、女性が12.68年とのこと。この期間中は勤労による収入を得ることができません。

不動産・金融資産等の所有する財産で生活するか、行政の援助を受けるかどちらかとなりますが、少子化は進むし、行政の財政事情はひっ迫し、行政援助は削減傾向にある。

また2016年からは「税と社会保障の一体化」いわゆるマイナンバー法が施行され、所有する不動産・金融資産不動産収入等々のすべての財産、所得が行政は把握できるようになる予定です。

来年からは相続税の強化もあります。自分の身は自分で守る時代になり、今からでも対策を打つ必要が有ります。

タンス預金が一番ですかね？



角田英夫

連続コラム

《相続税を考える》

平成27年1月1日以降に発生する相続より、基礎控除額が引き下げられます。

来たるべき相続税の増税に備え、新連載を次回よりスタートさせます。

乞うご期待！



I.P.brain

認定経営革新等支援機関

角田英夫税理士事務所

ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい



〒252-0021 座間市緑ヶ丘5-4-24

☎ 046-252-1662

FAX 046-252-1620

発行: 綱川・小倉

初めての『ふるさと納税』体験レポート①

今、世間で話題になっている『ふるさと納税』ふるさと...と言っても出身地に限らず税...といっても税法上は寄付金 となるものです。自分が選んだ自治体に寄付をすると、税額控除が受けられる制度になります。

テレビでは盛んに、『ふるさと納税』の特典を放送していますが、実際のところはどうなのか体験してご報告します。まずは自治体選びから。

今回が初めての私は、両親の出身地にしてみることに。「父の出身地の地名+ふるさと納税」と入力して検索するとホームページのリンクがあり、それを開くと

1. インターネットで申込
2. 申込書を記入して送付
3. 電話で申込書を依頼の方法が選択可能です。

「1」を選ぶと、申込フォームが立ち上がります。

住所、氏名、メールアドレス等、必要事項を入力していきます。納入方法も、ゆうちょ銀行での納付、口座振込、現金書留が選べました。



そして、寄付金額の入力。

寄付の控除額は、所得と家族構成により、上限があり、それ以上の寄付は控除の対象になりません。

事務所に上限目安額を記載した案内が用意してありますので、興味がありましたら、声を掛けて下さい。

独身や共働きの年収450万円の人で3万円程度です。

また、下限度額の2千円は控除の対象にはなりません。

金額を入力するとお楽しみの特典の選択です。

この特産品で、寄付する自治体を選ぶのもあります。

[ふるさと納税ランキング]と検索をすると、自治体毎の特産品が人気や品目で選べるサイトに辿り着けます。

今回は豊後和牛のセットにしてみました。

その後、寄付内容(氏名・金額)の公表の可否を選択。これでほしい入力は終了し、確認画面へいきます。

申込をクリックすると寄付の申込は終了です。

申込内容に応じて、自治体から案内が送付されるそうです。

今回は寄付金の納入以降の体験をレポートします。